

平成31年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

平成31年3月15日(金)

平成31年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月15日(金) 開議 午前10時00分
閉会 午前11時56分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 3 号 東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 号 東栄町保育所設置条例の全部改正について
- 日程第 4 議案第 6 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 9 号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 11 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 17 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 8 議案第 18 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 19 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 20 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 21 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12 議案第 22 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 13 議案第 23 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 14 議案第 24 号 平成 31 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 15 議案第 25 号 平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 26 号 平成 31 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 27 号 平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 28 号 平成 31 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 29 号 平成 31 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 30 号 平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 31 号 平成 31 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 32 号 平成 31 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 33 号 平成 31 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 34 号 平成 31 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 35 号 平成 31 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 36 号 平成 31 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 38 号 東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 39 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 29 請願第 1 号 農協改革に関する意見書の提出を求める請願について
- 日程第 30 意見書第 1 号 農協改革に関する意見書（案）の提出について

開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員数は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 31 年度第 1 回東栄町議会定例会』を開会いたします。ただちに、本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

議案の追加上程

議長（伊藤芳孝君）

ここで、お諮りいたします。日程第 26 の次に、日程第 27、議案第 38 号『東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正について』 日程第 28、議案第 39 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）について』 日程第 29、請願第 1 号『農協改革に関する意見書の提出を求める請願について』 日程第 30、意見書第 1 号『農協改革に関する意見書（案）の提出について』 日程第 31、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』以上 5 案件が、本日、追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって日程第 27 から日程第 31 までの 5 案件を追加することに決定いたしました。

委員長報告

議長（伊藤芳孝君）

日程第 1、委員長報告を行います。去る、3 月 5 日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。はじめに『予算特別委員長』に報告を求めます。

（「議長、9 番」の声あり）

はい、予算特別委員長。

9 番（伊藤紋次君）

それでは、東栄町議会予算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 3 月 5 日の本会議において本委員会に付託されました付議事件は、議案第 24 号から議案第 36 号までの 13 件であります。

これを受けまして、3月8日午前10時より当会議室において予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任の結果、私が委員長、柴田委員が副委員長の職務を行うこととなりました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長はじめ副町長、教育長、各課長の出席のもと、慎重審査をいたしましたので、以下審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成されていますので、質疑の詳細は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第24号『平成31年度東栄町一般会計予算について』を審査しました。歳出は款別に、歳入は全般に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号『平成31年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』、議案第26号『平成31年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』、議案第27号『平成31年度東栄町簡易水道特別会計予算について』、議案第28号『平成31年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』、議案第29号『平成31年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の審査を順次行いました。「国民健康保険特別会計予算」と「簡易水道特別会計予算」の2つの特別会計予算について、歳入歳出全般について質疑を行い、採決の結果、原案のとおり可決されました。

「後期高齢者医療特別会計予算」「公共下水道事業特別会計予算」「農業集落排水事業特別会計予算」の3つの特別会計予算につきましては、歳入歳出全般について、特に質疑もなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号『平成31年度東栄医療センター特別会計予算について』の審査を行い、収入支出全般について質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第31号から議案第36号までの『平成31年度各財産区特別会計予算について』の6案件を一括審査いたしました。議案に対する質疑討論はなく、採決の結果、6案件は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、東栄町議会予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

予算特別委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。次に、『文教福祉委員長』に報告を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番 文教福祉委員長。

5番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案5号『東栄町保育所設置条例の全部改正について』、議案第11号『東栄町国

民健康保険条例の一部改正について』、議案第 17 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について（関係分）』、議案第 18 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』、議案第 19 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』、議案第 23 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 5 号）について』の計 6 議案が付託されました。3 月 11 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以下、審査において審議・答弁また追加の説明・訂正があった議案について、主な内容を報告いたします。

はじめに、議案第 5 号『東栄町保育所設置条例の全部改正について』の担当課から訂正の説明です。住民福祉課長より「議案書の東栄町保育所設置条例の次に、『の全部改正する条例』の字句を加えさせていただきたい」旨の説明がありました。

次に議案第 17 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について（関係分）』で、冒頭本会議初日に質疑があった部分について担当課から次のような説明がありました。介護保険係長より「本会議で質問があった補正予算説明書 36 ページの包括的支援事業費の財源更正には、社会福祉協議会への地域包括支援センターの運営委託料と、町から派遣する保健師の人件費の 2 つが含まれている。新年度、社会福祉協議会として独自に保健師を雇用することができたため、4 月から 6 月までの 3 カ月間で、町の保健師の派遣が終了することになった。そのため、9 月の補正予算で人件費 355 万 8 千円を減額し、保健衛生総務費に組み替えを行った。当初保健師の派遣は東三河広域連合の負担の対象だったが、予算の組み替えにより広域連合の負担対象からはずれた。その際に、歳入部分の東三河広域連合負担金を減額しなかったため、一般財源が同額マイナスとなった。その後 12 月の人事院勧告により、補正予算で 4 千円の増額補正を行い、合計 355 万 4 千円の一般財源のマイナスとなったものを最終補正として今回財源更正した」旨の説明がありました。

委員より「34 ページ社会福祉総務費のタクシー券給付金の 25 万 5 千円の執行残は利用者や対象者の減少か」との質問がありました。社会福祉係長より「当初は月平均約 24 万 4 千円の支出を見込んでいたが、実績で下回る月が多く今回減額した」との回答でした。副委員長より「38 ページ 1 目環境衛生費の臭気指数測定業務委託の測定結果はどのような内容か」との質問がありました。保健衛生係長から「測定結果を事業所に伝えたが、数字だけの公表はいろいろな捉え方を生む可能性があり、現段階では差し控えている」との回答でした。副委員長より「測定結果は地域住民の関心も高く、地元の区会でも結果の非公表に対して厳しい話もある。区として県議にも要望し、県の担当の技官にも伝えた。町や御殿区として移住政策などを考えていく場合の影響もあると思うので公表をしていただきたい。町が主導して対応を進めて欲しい」との意見がありました。町長から「御殿区長を中心に、地元としていろいろ事業者と対応して頂いたことも承知しており、予算化して検査している。事業者も現在改善のための工事をしており、測定の数字だけではなく県ともしっかり調整して進めていきたい。今後も町として定期的な検査と改善要望は事業者にしていく。改善工事が完了してから、再度検査など確認して判断していきたい。地区と町がしっかりと連携して、事業者に働きかけていき、さらに県が指導していく状況を作っていきたい。今後も情報を充分開示していきたい。工事の完了時点で事業者から、町や地元へ説明する機会を設けたい」との回答でした。保健衛生係長から「事業者の工事完了の目標がゴ

ールデンウィーク前であるが、5月にずれ込む可能性もあると聞いている」との回答でした。副委員長より「町からしっかりと説明があると住民も納得できる。産業廃棄物の業者などが東栄町のようなところで事業をしようとするのではないか。保健所にも働きかけ、議会でも質問したが問題が起きないように慎重な対応を願いたい」との意見がありました。委員長より「臭気測定の件は年度を跨ぐということだが、区と議会の方も今後適宜説明していただきたい」との確認がありました。町長から「調整をしていきたい」との回答でした。委員より「36 ページ介護保険事業費の1目総務管理費の東三河広域連合負担金の800万円ほど増額の理由はなにか。併せて、社保充実任意事業費の委託料の在宅医療サポートセンター委託料の減額の理由についても説明願いたい」との質問がありました。介護保険係長より「総務管理費の東三河広域連合負担金の増額は、グループホームの利用件数が伸びたことから当初の見込みより増加の見込まれること、そして特別養護老人ホームで住所地の特例が撤廃されたことによる、他市町村から東栄町の特養に入所する人の負担も東栄町で持つことになったことが主な理由である。老健は28年度に対して29年度の実績が大幅に増加し、30年度の増加見込みのため増額した。社保充実任意事業費の在宅医療サポートセンター委託料は、北設3町村で東栄病院に委託する予定であったが、病院との調整が進まず、その結果事業自体は東栄病院の費用で事業・研修会などを行ったため、全額返還となった」との回答でした。委員より「38 ページの環境衛生費、次世代自動車の購入補助金の減額と支出状況を伺いたい」との質問がありました。保健衛生係長より「実績はない」との回答でした。委員長より「先に説明があった包括的支援事業費の財源更正は、もっと早くやった方がよかったのか、それとも3月補正の段階でよかったのか、どう判断しているか」との確認の質問がありました。住民福祉課長より「広域連合の負担金を減らす選択と最終補正で一般財源を減らすという両方の選択肢があったが、今回は後者とした」との回答でした。副委員長より「21 ページ1目一般寄付金の東栄ふるさと寄付金が50万円減であるが、東栄町ではどのような工夫・取り組みをしているのか。高額なものではなく心のこもった東栄町のもを提供することがいいと考えるがどうか」との質問がありました。総務課長より「ふるさと寄付金は『さとふる』という業者に依頼している。高額返納のようなことはしていない。3割程度の返礼で、東栄チキンや名古屋コーチンその他、地元の東栄町の業者からの発送もあり、国の指針に沿った返礼品である」との回答でした。委員より「小中学校のエアコンは繰越明許になっているが、東栄町の設置の見通しはどうか」との質問がありました。学校教育係長より「小学校のエアコンは業者も決定し6月末の夏までのシーズンに間に合うような工期で進める予定である」との回答でした。

続いて、議案第19号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』の質疑です。はじめに住民福祉課国保係長より歳出の「保険料還付金」について、次のように訂正の説明がありました。「保険料の還付が発生した場合は、後期高齢者医療広域連合から、歳入の6款諸収入で受け入れたものを、歳出の保険料還付金で、対象者へ還付するものである。今回は、財源更正の必要のないものを財源更正してしまった。4款1項1目1節保険料還付金は、全て削除して訂正をお願いしたい。なお、財源更正での誤りであるので、予算の総額や他の部分への影響はないので了解願いたい」との説明がありました。委員長より「委員会では口頭の訂正を確認してもらい、議会最終日に訂正された資料が出るということによいか。財源更正をしなくてもいいものを、財源更正したとい

うこと、予算上の影響はないという確認でよいか」との確認の発言がありました。住民福祉課長から「予算説明書は資料であるが、説明書を訂正させていただきたい」との回答でした。議案第19号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別補正予算（第2号）について』の件は、担当課から説明のあった修正を含めて、また本会期中に予算書を訂正して再度提出することを含めて、委員会として可決しました。

続いて、議案第23号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第5号）について』の質疑です。初日の本会議に質問があった「医業外収益の患者外給食収益」と「医業外費用の款患者外給食材料費」の関係について、担当係長から回答がありました。病院管理係長より「収入として職員は朝260円、昼・夜470円の食事代を徴収しているが、前事務長が食事を利用しなくなったため減になった。支出は食事代を徴収しない奥三河地域医療研修プログラムに参加した17名の費用が、長期化で材料費として増加したこと、また入院患者の減少によるコスト上昇で月7,500円ぐらいの増額になっている」旨の説明がありました。委員より「在宅医療サポートセンターの説明をしていただきたい。また在宅医療サポートセンターの必要性はどうか」との質問がありました。病院事務長および住民福祉課長より「東三河広域連合の事業として北設3町村が広域連合から委託を受け入れる『医療・介護連携推進事業』をやっており、今回は病院の委託事業として受け入れて実施できなかったため、委託料としては入ってこなかった。病院との契約書の中身等での調整がまとまらなかった。現在の病院は医療介護連携をやっており、看護師で連携室を作り、国の事業としてできている」との回答でした。委員より「6ページ歳入の入院収益の落ち込みはどんな状況か説明願いたい。平均の入院患者数はどうか」との質問がありました。管理係長より「4月からの実績としての入院の患者数、医療点数など調べた実績見込みで減額した。入院患者は平均月12.5人である」との回答でした。委員より「外来は何%ぐらい落ち込んでいるのか」との質問がありました。管理係長より「約7%の減収である」との回答でした。以上で文教福祉委員会の審査報告を終わり、続いて文教福祉委員会協議会の報告を致します。

文教福祉委員会協議会では、送付されました2件の陳情書・要望書について協議を行いました。1、「保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書」の提出を求める陳情書。2、2019年国民健康保険料（税）に関する要望。協議会では、協議の結果いずれの陳情書・要望書も「議長預かり」とすることを全会一致で確認しましたので報告いたします。なお、2件の陳情書・要望書は、その趣旨を周知する点から所管以外の議員も配布する旨も合わせて確認しました。以上で文教福祉委員会の審査報告及び文教福祉委員会協議会の報告終わります。

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

次に『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番 総務経済委員長。

8番（柴田吉夫君）

総務経済委員会の付託案件の審査報告をいたします。

総務経済委員会は、3月5日（火）本会議におきまして議案7件を付託されました。これを受け、3月12日（火）午前10時より会議室におきまして委員全員と、執行部より町長はじめ副町長、所管課長、主幹、課長補佐、係長と議会事務局長が出席。住民税係長が税申告業務に従事、上下水道係長は体調不良ということで欠席の届出がありました。当委員会に付託されました議案7件について審議いたしました。審議の経過と結果についてご報告をいたします。付託された議案は、議案第3号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』、議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』、議案第9号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』、議案第17号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について（関係分）』、議案第20号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について』、議案第21号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』、議案第22号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について』、以上7件であります。

議案第3号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題とし質疑に入りました。特に質疑なく、質疑を打ち切り、討論に入るも討論もなく、議案第3号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』の件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件を議題とし質疑に入りました。特に質疑なく、討論に入りましたが討論なく、議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』の件を議題とし質疑に入りました。委員より「本条例改正は、減免期間を3年延長するという内容であるが、条例施行後、本条例を適用し減免措置を受けた住宅の実績数は」との質問。担当より「平成25年中に新築、26年度賦課分から施行しているが、平成29年中の新築までの件数は16件、減免額は1件当たり平均で年55,000円程になっている。これが3年間減免されたということである」との回答。委員より「町内にあって新築を計画されている方にとっては朗報である。条例の継続を願いたい」との要望。以上で質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論なく、議案第9号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第17号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について（関係分）』の件を議題とし、補正予算説明書「歳出」1款議会費と2款総務費27ページから33ページまで質疑に入りました。委員より「29ページ企画費14節使用料及び賃貸料の定住促進

空き家活用住宅借上料について、84,000円減額となっているが内容は」との質問。担当より「昨年9月に発生した台風24号で被災した粟代地内の住宅分で10月から本年3月までの借上料の減額である」との回答。また委員より「当該住宅は、12月の委員会で復旧見込みについて質問したが、『早急に対処する』との回答であった。その後の経過と結果はどうなったか」との質問。担当より「本年1月に3回目の打ち合わせを実施したが結論には至らなかった。町としては、被災住宅について今後の方針を説明した。神社側については、ご神木を処分するような方向でなく、安全確保が確認できていない。現在こうした状況である」との回答。また委員より「災害発生から半年近く経っている。町も今後のことについては考えていると思うが、年度内に起きたことは年度内に方向を示して対応していただきたいがどのように考えているか」との質問。担当より「引き続き、地元関係者と協議をし、解決していきたい」との回答。また委員より「年度内に地元との調整ができるか」との質問。担当より「4月以降にずれ込むと思うが努力をする」との回答。町長より「現在、倒木が屋根に入っている状況でもある。改修については、住宅としての扱いをしているので、過去の議会でも説明をしているように保険にも加入をしておき、一部であるが改修費用に充てることができる。入居者、神社関係者、区関係者とも協議中であり、早急に対処し、次に進まなければならないことは承知しているが、3月中の結論付けは厳しい状況であり、ご理解を願いたい」との発言。委員より「次に賃貸型住宅について、本年度に繰越明許して事業継続しているが現在の状況は」との質問。担当より「今年度当初から募集をかけて秋ごろ応募者がいた。しかしながら契約前に辞退され、事業ができない状況である」との回答。

次に、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、10款災害復旧費、12款諸支出金、39ページから47ページ、55ページから57ページまでの質疑に入りました。特に質疑なく、以上で「歳出」を終わり「歳入」全般について、補正予算説明書3ページから26ページまでの総務経済委員会所管分の質疑に入りました。特に質疑もなく質疑を打ち切り、討論に入るも討論なく、議案第17号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について（関係分）』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について』を議題といたしました。補正予算説明書、「歳入」「歳出」全般について質疑を行いました。特に質疑・討論なく、議案第20号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計予算（第3号）について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題といたしました。補正予算説明書、「歳入」「歳出」全般について質疑を行いました。特に質疑・討論なく、議案第21号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題といたしました。補正予算説明書「歳入」「歳出」全般について質疑を行いました。特に質疑・討論なく、議案第22号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について』の件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託された議案の審査は終了いたしました。内容についてご確認されたい方は、議会事務局にて「総務経済委員会会議録」を閲覧されるようお願いいたします。閉会

は10時28分でした。委員長報告を終わります。

引き続き、午前10時30分から総務経済委員会協議会を開催いたしました。内容につきましては、2月27日に開催した議会運営委員会において、「農協改革に関する意見書の提出を求める請願」について。請願者は、新城市平井字中田6の1。愛知東農業協同組合 代表理事会長 河合勝正氏。紹介議員は東栄町議会議員 村本敏美議員の一件を当委員会に審査付託されましたので、当委員会において審査いたしました。請願の内容は、農協改革に関する意見書（案）の提出を求めるものであります。請願書の内容については、議会事務局から、趣旨説明については、紹介議員から説明を求め、当委員会協議会について審査の結果、「請願」は採択すべきものとして、本会議本日、追加提案いたしますので、審議方お願いを申し上げます。協議会の終了は10時38分でした。総務経済委員会協議会報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、質疑を打ち切ります。

以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- 議案第3号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第2、議案第3号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題といたします。議案第3号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第3号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第3号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第3号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第5号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、議案第5号『東栄町保育所設置条例の全部改正について』を議題といたします。議案第5号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第5号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第5号の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号『東栄町保育所設置条例の全部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第6号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第4、議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』を議題といたします。議案第6号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第6号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第6号の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第9号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第5、議案第9号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』を議題といたします。議案第9号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第9号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第11号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第6、議案第11号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』を議題といたします。議案11号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 11 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第 11 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 17 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 7、議案第 17 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について』の件を議題といたします。議案第 17 号の質疑に入ります。はじめに「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 27 ページから 57 ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で「歳出」の質疑を終わります。次に、「歳入」全般について質疑をお願いします。補正予算説明書の 3 ページから 26 ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 17 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 17 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第

8号) について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 18 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 8、議案第 18 号『東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。議案第 18 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 67 ページから 83 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 18 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 18 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についての』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 19 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 19 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 87 ページから 93 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 19 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 19 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 10、議案第 20 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 11 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 97 ページから 103 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 20 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第 20 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 21 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程 11、議案第 21 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 21 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」

全般についてお願いします。補正予算説明書の 107 ページから 111 ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 21 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 21 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 22 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 12、議案第 22 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 22 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 115 ページから 118 ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 22 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案についての討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第 22 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水

事業特別会計補正予算（第3号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第23号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第13、議案第23号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第5号）について』の件を議題といたします。議案第23号の質疑に入ります。

「収益的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の6ページから8ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第23号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第23号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第23号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄町病院事業特別会計補正予算（第5号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第24号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程14、議案第24号『平成31年度東栄町一般会計補正予算について』の件を議題といたします。議案第24号の質疑に入ります。はじめに、一般会計予算の「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の42ページから189ページになります。質疑はございませんか。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

予算特別委員会の時にも話がありましたが、84ページ老人福祉費の中でおいでん家事業

をやられておると思いますが、これについて1,400万の起債を起こしておるということでもあります。大半が賃金あるいはおいでん家に関わるものだと思うんですが、まずこの1,400万については、賃金の手当分というふうに理解しておりますが、これは地方創生と言いますかこれで一括交付金をいただいて、おいでん家事業を始めたということで、事業の趣旨等については実施することに異論を申し上げるつもりはありませんが、いずれにしても30名近い支援員の方がおられて、その方々の賃金というふうに理解をしておりますが、おいでん家事業についても1年2年経っておりますので、ここら辺で1回検証をして、見直すべきところは見直すというような形で、これ1,400万がずっと続きますと、10年続けば1億4,000万かかります。これは借金ですから、当然のことながら返さなくてはならないということで、おいでん家事業が週に何日11カ所でやっておるということですので、それが毎週毎週何日やって、来ても来んでもおいでん家を開業すれば、支援員の方はそこに詰めなきゃならないというようなこともあって、要するに開催日の見直しあるいは空調の効いたところでテレビを見たり何かする、毎日毎日そうじゃありませんのでいいですが、あるいは健康体操をしてくれる、あるいは食について講師を招く、あるいはいろんな工作物についてボランティアの講師を招いてやるが、支援員はそれを横で黙って見ているだけというようなことで、これは1回最初の開催をした状から、平成30年までの間をよく検証していただいて、どこへ力を入れどこを見直すべきだということをやらないと、私はおいでん家事業をやってもそんなに効果があるかないかというのは、見込める状況じゃないんじゃないかなと思います。その今私が言った、見込めるかどうか分からないというようなことも検証して、こういうふうになったという現状の報告をいただかないと、我々はそう思うしかないということでありますので、一度そこら辺の事業を見直すというようなことでお考えはあるかないか、一度担当課長の説明を求めたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

はい、ありがとうございます。おいでん家事業については、今議員の言われた経過の経緯で始まってきた経緯がございます。今後についてでございますが、確かに1,400万の過疎債を使っていることも事実でございます。ただ、おいでん家事業そのものについては、必要性の説明あるいは事業の効果等については、説明できるものをももちろん評価していく必要があるだろうというふうに、1点思います。それから運営形態についても、32年度からは会計年度任用制度とあって、いわゆる臨時職員の雇用形態を考える必要が出てまいります。そういったものの中で、どういう形態でどういうふうにやっていくかというようなこともありますし、先ほど言われた時間の問題、開催頻度の問題、開催地区の問題等も当然検討して見直していくということは、30年度中に進めて行くということで、担当者も含めて住民福祉課考えておりますので、そういった中で30年度中にはそういったものを示せるような形を作るということでお願いをしたいと思います。

議長（伊藤芳孝君）

他にはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に、一般会計予算の「歳入」全般についてお願いします。予算説明書の4ページから41ページになります。質疑はございませんか。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

歳入について1点お伺いいたします。21ページの総務管理費委託金、自衛官の募集事務委託金。これ1万7,000円という金額で言えばそんなに多くない委託金であります。これは国の方から地方自治体へすべて委託をされていると思います。先日もテレビで見ましたら、その国の意向の方に沿った、沿ったと言いますかそこら辺の表現が微妙ですが、協力体制を整えた市町村もある。ところが全く自衛官の募集に係る調査に、町村に来られても閲覧したいというのであれば、どうぞと閲覧させる程度で終わるところもあるということで、非常にバラバラだと思ったんですが、本町においてはこの1万7,000円を使って、自衛官の募集についての委託業務を受けておるということであれば、過去からの実績は必要じゃありませんが、本町はこうしてこの1万7,000円を原資にして自衛官の募集について、委託業務をこんな内容でやっておるといようなことについて、担当課長さんでもどなたでも結構です、担当じゃなきゃ分かりませんので、お伺いしたいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

自衛官募集事務委託金1万7,000円でございますが、本町におきましては自衛隊から来るチラシ等の配布、または簡単に置いておいたり配布をさせていただいております。あと内容でございますが、特にこれといった募集の事務、こちらから発信したりとかそういうことは行っておりません。ただ連絡員として1名東栄町委嘱をされたわけですが、その人を通じての介入、もしどなたか来られましたら詳しく説明する体制は整えております。以上です。

（「議長、8番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

今、1名の方にこの募集の関係について委嘱っていうのか、しておられるということですが、民間人の方ですか、どういう方ですか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、総務課長。

総務課長 (内藤敏行君)

本町の職員でございます。長年やられておりますので、連絡員として数日前にまた新たに委嘱をしたところでございます。すみません、相談員です。連絡員ではなく相談員です。

(「議長、8番」の声あり)

8番 (柴田吉夫君)

今、自衛隊からいただける配布物、ポスターだとか広報誌とかそういうものを閲覧させたり、ポスターのようなものはどこか掲示をしてやっておるということですが、実務で閲覧をしたいとか、例えばこういうものについて調査したいとか教えて欲しいとかいうようなことが過去、直近であったか、なかったかそれだけ教えてください。最後の質問です。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長 (原田英一君)

国会で安倍総理が協力して頂ける自治体が少ないと発言をされたということで担当の方に確認しましたが、18歳になる名簿を作りたいという趣旨、要するに募集のため、その意向で、毎年東栄町には閲覧という形で住基保護上の閲覧という形で閲覧にみえていて、それを閲覧して帰っていかれるということだそうです。名簿を作って欲しいだとか、リストにしてデータで欲しいというような依頼は当町にはないというふうに思います、思いますというかありません。それに従って、それで済んでおるわけですが、大きな市町村については存知あげませんが、東栄町としてはそういった形で協力をしていると、法律にのっとった形で協力しているということで理解をお願いしたいと思います。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、他はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第24号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

4番（森田昭夫君）

この一般会計当初予算に反対します。この骨格予算でありながら、基金という貯金を取り崩さないと予算が組めない。なおかつ、起債という借金をしないと予算を組めないという状況であります。これはこの4年間、事業の見直しをすとか、あるいは財源の健全化を図るといったことは言葉だけであって、実質何もやってないということになるかと思えます。従ってこのままでは、この骨格予算で既に基金を取り崩し、起債を起こすということをしなければならないという状況では、この先東栄町はますます厳しくなっていく。高齢化と人口減でもっと厳しくなっていくことは目に見えていますので、予算案に反対します。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

本定例会に上程されました「平成31年度一般会計予算」に賛成する立場で討論いたします。総額31億3,900万円の新年度予算は、4月に執行されます、町長・町議会議員選挙を踏まえて、骨格予算として上程されていますが、同時に新年度に予定される各事業を進めるための大切な予算でもあります。特に4月開園の新保育園の運用に関わる費用6,940万円、有床診療所としてスタートする東栄医療センターの特別会計への繰出金2億9,048万、おいでん家や配食サービスなど高齢者福祉を進める老人福祉費1億3,574万円、また東栄中学校改修工事費847万なども含む総額で2億1,133万円の教育費など、子どもからお年寄りまでこの地に住む私たちにとって必要不可欠な予算と言えます。

同時に、本庁79名の職員、病院35名の職員、それに加えて臨時職員も含め、このまちの行政で献身的に働いている職員が、それぞれ仕事を通して地方自治法に定めるところの住民の福祉の増進に寄与していくための予算でもあります。

一方、今回の骨格予算が30億円を超える状況である点も捉えていく必要があります。これまでの通常の骨格予算を超える規模になっている背景には、1つに過去の町政で当初の総合計画にない事業も実施を含む公債費が増加してくるということが1つあります。国の現政権における地方創生事業をきっかけに、基礎自治体の一般財源からの新規の継続的な事業支出が増えている。さらに長期にわたる地方交付税の減額の流れ、国による臨時財政対策債額の調整など、自主財源が厳しい小さな自治体にとって極めて厳しい状況もあります。

人口が3,200名を切っている東栄町において、事業と財政のバランスをどう取っていくのか、まちづくり基本条例を基本に住民参加・合意の事業計画、さらにそれを裏付ける財政計画を財政健全化プランなどとともに作っていくことが今後求められています。

以上の点の実現を含め、本定例会に上程されました平成 31 年度一般会計予算に賛成するものです。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で、討論を終わります。これより、議案第 24 号の件を「挙手」により採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。（賛成者挙手：8名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、手をおろしてください。賛成多数です。よって、議案第 24 号『平成 31 年度東栄町一般会計予算について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 15、議案第 25 号『平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 25 号の質疑に入ります。国民健康保険特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 198 ページから 227 ページになります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 25 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 25 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号『平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 26 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程 16、議案第 26 号『平成 31 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 26 号の質疑に入ります。後期高齢者医療特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 232 ページから 241 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。以上で議案第 26 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 26 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号『平成 31 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 27 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 17、議案第 27 号『平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 27 号の質疑に入ります。簡易水道特別予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 246 ページから 257 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 27 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 27 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号『平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 18、議案第 28 号『平成 31 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 28 号の質疑に入ります。公共下水道事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 266 ページから 275 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 28 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 28 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号『平成 31 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 19、議案第 29 号『平成 31 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 29 号の質疑に入ります。農業集落排水事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 284 ページから 291 ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で、議案第 29 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 29 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号『平成 31 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程 20、議案第 30 号『平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 30 号の質疑に入ります。東栄医療センター特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 300 ページから 319 ページになります。質疑はございませんか。

(「議長、8 番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、8 番。

8 番 (柴田吉夫君)

312 ページ、313 ページにかけまして、313 ページの説明欄の上から 3 行目、元号の改正委託料。これ 181 万 5,000 円というのが計上されておりますが、医療センターとしてこれだけ 181 万 5,000 円かけるということは、どんな内容のものなのかお聞きしたいと思いますが、これは一般会計の方では総務管理費で委託料にあるのかなと思いましたが、元号改正に関わる歳出というのは医療センターのみですが、一般の方は関係ないのかということと、病院はどういうものをして 181 万 5,000 円かかるよと、内容についてお聞きをしたいと思います。

(「議長、病院事務長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

病院でございますけども、病院の元号改正委託料の内容につきましては、電子カルテの部分の修正の部分、それと医事コンピュータの関係、そういう部分の両方あります。そういう部分でこれだけかかるということで、業者の方からの見積りがそういうふうになっております。

（「議長、8番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

はい、分かりました。そういうことであれば結構ですが、電子カルテの要するに元号改正に伴うものということであると、要するにコンピュータ関係だと思うんですが、たまたま一般管理費の方ではそういうものが出てこないものですから、一般会計は不必要かなと思ったので質問をさせていただきました。

それと医療センター全般ということによろしいですね。1つお願いをしておきますが、過去医療センター基本構想あるいは基本計画について委員会を設置し、そこでしっかりご議論をして、その都度私ども議会に報告がありました。「現段階の報告です」というようなことで承ったわけではございますが、今後病床を持った老朽化した病院をどのように再生していくかと、地域医療に貢献していただけるかということをご議論したかったわけではあります。少し私が考えるについてはスピードが速すぎたのかなと、ああいう構想ももう少し議会も入って構想を練るべきではなかったのかなと、こんなふうに思います。今後のことについては、有床診療所その次の段階では無床診療所ということになるわけですが、あそこで医療を提供していただいているドクターはじめ看護師、あるいはいろいろな作業あるいは理学あるいは薬価等々の関係職員の方々全てがライセンスを持った方々であります。できる限りこのことについては、遅滞なく整備をしていただきたい。環境が整ったところで先生方も看護師さんあるいは療法士さんも、みんなが体の悪いあるいはお年寄りあるいは病気を持った方々に、医療を提供していただくというような環境を早く整えていただきたいわけですが、なんせ東栄町は人材不足ということで、その医療構想あるいは計画の中に、社会福祉協議会であるとか、あるいは町内の施設であるとかそういうところの応援もいただいて、在宅医療に力を入れていきたいということですが、1番肝心要の東栄病院でさえ人材不足。増して老人ホームだとかあるいはグループホームだとかあるいはそういう医療関係の施設は、どの施設でも人材不足は否めない事実であります。それをこっちへやれば何とかなる、あっちへやれば何とかなるということではなくて、最終的にこういうものを決めるぞよと、あるいはこういうものに決定して前進をしていくんだと、前へ進んでいくんだということを最終結論出すときには、あまり綺麗ごとでは済まされないと私は思います。地についた計画を実践していくためには、もう一頑張り、二頑張りしていただかないと、町民が良い物ができたというようなことにはならない。あ

るいは病院の院長はじめドクター、ナース、いわゆるいろんな方々がここなら本当に皆さんの医療を、万全をもって提供できるというものができないわけがない。だから、もう少し議会も含めた中で研究をし、調査をして最終決定をし、この基本構想に沿った形でやっていただくように、病院の事務長あるいは町の担当の課長さんにはお願いをしておきます。期待しておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で、議案第 30 号の件の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「議長、4 番」の声あり）
はい、討論がございますので、まず原案に反対者の発言を許します。

4 番（森田昭夫君）

医療センター特別会計の予算に反対をします。まず予算案の中でも、診療収入に対して人件費が余りにも多すぎる。これは、1 つは給与が異常に高い部分があるということです。例えば、看護師の平均の給与を昨日ネットで調べてみましたが、ここに書いてある金額よりも約 10 万円高い。執行部側の説明は、国の給与表を使っているということですが、その給与表に見合った年齢と給与ではない。表を使っている年齢に見合った給与表のそこには当たっていない、だいたい 10 万円くらい高いだろうというふうに見ています。年間でいうと約 100 万以上の給与が多すぎる。従って、診療収入に見合った給与になっていないこと。それから今回理学療法士や作業療法士を派遣するということですが、執行部側の説明では人材に余裕があるというふうに言われていましたが、余裕があるほど職員を雇ってしまう。いわゆる人数が多すぎるということだというふうに理解ができます。もう 1 つ、電子カルテで年間 1,000 万円以上の維持管理費が必要。それをはじめ、例えば X 線など日進月歩の医療の中で、医療技術の中で、無いよりあった方がいいもの、やらないよりやった方がいいことがたくさんあると思います。しかしながら、公金で経営している病院に見合った設備にしないと、いくら医療だと言っても限界があると思います。病院はある程度きちんとした経営ができてから、初めて医療も充実していくのではないのかなと思いますので、あまりにも東栄町に見合っていない予算案であるということ指摘して、反対します。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「議長、3 番」の声あり）
はい、3 番。

3 番（村本敏美君）

本定例会に上程をされました、東栄医療センター特別会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。地域の医療を守るためにも、また何よりも医療機関を残して欲しいとの強い要望があります。次年度から、診療所としてスタートすることになりますが、診療内容については今までと変わりがないこと、以上のことを踏まえて本予算に賛成をいたします。

議長（伊藤芳孝君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論を終わります。これより、議案第 30 号の件を「挙手」により採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

（賛成者挙手：8名）

議長（伊藤芳孝君）

はい、手をおろしてください。賛成多数です。よって、議案第 30 号『平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 31～36 号

議長（伊藤芳孝君）

日程第 21 に入ります前に、総務課長から発言の申出がありますので許可をします。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

すみません、3月8日の予算特別委員会で加藤議員からご依頼のありました財産区につきましての説明をしていただきます。財産区の特別会計について説明をさせていただきます。皆さんのお手元に1枚説明書を配布させていただきましたが、ちょっと朗読をさせていただきます。財産区についての説明。東栄町の財産区、御殿財産区、本郷、下川、園、三輪、振草の6財産区がございます。上記6財産区の財産区管理条例がありまして、各財産区とも7名の財産区管理員が東栄町に委嘱されております。また6財産区につきましては、昭和30年4月1日町村合併により、財産区設置により財産区財産として町に帰属されたものでございます。財産区とはということでございますが、財産区は地方自治法第294条第1項に規定されていますが、市町村の一部で市町村内にある財産や公の施設の管理、処分をするために設置された特別地方公共団体であります。またここでいう財産とは、山林ですとか土地、ため池、墓地、温泉地などでございます。この他、法の294条第3項では、地方公共団体は財産区の収入及び支出について、会計を分別しなければならないと規

定されていることから、本庁におきましても各財産区の特別会計を設置し、予算・決算を議会に上程しております。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、ここでお諮りいたします。日程第 21、議案第 31 号から日程第 26、議案第 36 号までの『平成 31 年度各財産区特別会計予算について』の 6 案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認め、6 案件全般についての質疑に入ります。予算説明書の 328 ページから 371 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 31 号から議案第 36 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 31 号から議案第 36 号までの件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号『平成 31 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について』から、議案第 36 号『平成 31 年度東栄町振草財産区特別会計予算について』までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 38 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 27、議案第 38 号『東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第 38 号 東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正について。東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 31 年 3 月 15 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例。今回上程させていただきましたこの条例の一部改正でございますが、議会での議決後の上程となるため、東栄医療センターの設置及び管理に関する条例が 12 月議会で、この他東栄保育所設置条例が今回 3 月議会で議決されましたので、本日最終日の本会議で新たに上程させていただくものでございます。

1 枚めくっていただきますと、新旧対照表でございます。第 1 条関係でございますが、第 4 条 (15) です。「東栄町病院事業の設置等に関する条例 (平成 22 年東栄町条例第 14 号) に規定する施設」が、改正後には「東栄医療センターの設置及び管理に関する条例 (平成 30 年東栄町条例第 16 号) に規定する施設」に改正されます。

1 枚めくっていただきますと、2 条関係になります。利用等を制限する施設として、第 4 条の (4) 「東栄町保育所設置条例 (昭和 43 年東栄町条例第 15 号) に規定する施設」が「東栄町保育所設置条例 (平成 31 年東栄町条例第 号) ここが空白になっておりますが、4 月 8 日以降に交付番号が入るため、ここは空白としております、に規定する施設」に変更されます。最初のページに戻っていただきまして、附則。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 8 日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、東栄医療センター及び東栄町立とうえい保育園の設置に伴い、所要の改正をする必要があるからである。以上でございます。

議長 (伊藤芳孝君)

議案第 38 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、4 番」の声あり)

はい、4 番。

4 番 (森田昭夫君)

内容じゃなくて字句の質問で申し訳ないんですが、改正前と改正後の条例でかっこ書きの、例えば医療センターのやつは病院事業の設置に関する条例が平成 22 年、改正後は 30 年になっているんですが、次の保育所の設置条例が昭和 43 年の条例が今回改正後が昭和 31 年ということなんですが、これは字句をこの際一緒に変えるということですか。なんでこの時間の差ができるのかなとちょっと分からないです。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、総務課長。

総務課長 (内藤敏行君)

ちょっと冒頭でも申し上げましたとおり、各東栄医療センターですとか保育所の設置の条例が議決後にこの条例を制定するために、今回の 3 月議会の最終日に上程となりました。

例えば新旧対照表 1 条関係平成 22 年、この時に、病院事業の設置等に関する条例が制定され、今回東栄医療センターの設置ということで、これは平成 30 年第 16 号、ここに規定する施設になりましたので、上程させていただきました。制定された日に問題となりますので、この改正により今回上程させていただきました。以上です。

4 番（森田昭夫君）

ごめんなさい。保育所は 43 年が 31 年となっておりますが、これは何でしょうか。
（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

法規事務上は、全部改正の場合には新たに公布日、番号等が付与されますので、前の物を引き継ぐというものではなくなりますので、そういうふうになっております。全部改正でありますので、保育所については。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他にございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 38 号の質疑を打ち切ります。
続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 38 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号『東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 39 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 28、議案第 39 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）』につい

て』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算書の1ページをお開き下さい。議案第39号平成30年度東栄町一般会計補正予算（第9号）について。平成30年度東栄町一般会計補正予算（第9号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月15日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町一般会計補正予算（第9号）。平成30年度東栄町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、18款繰越金8,500千円の減。20款町債8,500千円。歳入合計0。計4,027,814千円。

歳出、9款教育費 補正額0。歳出合計0。計4,027,814千円。

第2表 地方債補正。1、変更。起債の目的、中学校エアコン設置工事 補正後7,700千円。小学校エアコン設置工事 補正後12,700千円。計20,400千円。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

それでは、予算説明書の3ページをお開きください。今回の補正についてであります。今議会で繰越明許ささせていただきました小中学校のエアコン工事につきまして、4ページになりますが、4ページの起債の方の追加が認められたことによります。実際には過疎債の追加が認められましたので、一般財源分を今回この起債に置き換えて財源更正をするものであります。それに従いまして、5ページの歳出におきましても、4,800千円の地方債が増となり、一般財源が4,800千円減として6ページの同じく中学校費に置きましては、地方債が3,700千円の増、一般財源が3,700千円の減となるものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

議案第39号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、過疎債が認められたということは、国が進めている関係でこの範囲が過疎債で充たなのか、それとも全体の過疎債の年度の中で入ったというようなものか、その辺どういような展開ですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

特別国とは関係ないですが、愛知県におきましても過疎債の枠というのが決まっております。その中で今年度もいろんな事業について過疎債の要求をしてきたわけですが、それが確定した。その中で今年度、例えば過疎債の枠がまだ残っているという中で、今回このエアコンの設置についても別の起債が待っとるわけですが、より有利な過疎をさらに充てることができましたので、追加で財源更正させていただくということです。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 39 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 39 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案 39 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **請願第 1 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 29、請願第 1 号『農協改革に関する意見書の提出を求める請願について』の件を議題といたします。請願書の紹介議員からの趣旨説明を求めます。村本敏美議員お願いします。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

3 番（村本敏美君）

請願書の趣旨説明を行います。今回、農協改革に関する意見書の提出を求める請願書の内容としまして政府は 2021 年 3 月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について

検討を行い、結論を得るものとしています。

J Aグループでは、農家所得の向上を重要点目標として、J Aの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところで、今後進められる「信用事業の分離誘導」や、「准組合員利用規制の導入」など内容によっては、J Aの機能発揮が充分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、J Aは、組合員の協働組織であり、J Aのあり方を決めるのは政府ではなく、組合員が決定するものであるという共同組合の基本原則に沿った対応が望まれ、こうした状況を踏まえ、請願項目としまして、「信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、J Aの主権者たる組合員の判断に基づくものとする。」の項目を国へ農協改革に関する意見書として提出をしていただきたい、という趣旨であります。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

紹介議員からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、請願第1号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、請願第1号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、請願第1号『農協改革に関する意見書の提出を求める請願について』の件は、原案のとおり採択されました。

----- 意見書第1号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に日程30、意見書第1号『農協改革に関する意見書（案）の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番 議会運営委員長。

8番（柴田吉夫君）

意見書第1号 農協改革に関する意見書（案）の提出について。地方自治法第99条の規

定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。平成 31 年 3 月 15 日提出、提出者 東栄町議会議員 柴田吉夫、賛成者 東栄町議会議員 山本典式。

内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読・説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（伊藤芳孝君）

はい、内容を議会事務局長に説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

農協改革に関する意見書（案）について朗読させていただきます。

東栄町の農業は、緑に囲まれ豊かな水資源の自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、地域住民に新鮮な食糧や良好な景観等を提供してきた。

この中で、JA 愛知東は、農畜産物の販売や営農指導をはじめ、農地集積や新規就農者の育成、農産物直売所の設置など、農家経営の安定化と地域農業振興において、また、これらの営農関連事業にとどまらず、組合員をはじめ地域の人々の生活を支える事業を展開し、住民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。

東栄町は、特に過疎化や高齢化が極度に進んだ集落を多く有する中山間地域にあり、その中で、JA は、新規就農者の誘導・育成、農家の担い手対策、鳥獣害対策、地域住民への金融サービスなどの取組みや活動を積極的に展開している。

このような中、政府は、平成 31 年 5 月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、地域農協組織の信用事業の農林中金当への譲渡等を始めとする、農協改革集中推進期間中の改革を促し、また、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後 5 年を経過する 2021 年 3 月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

JA グループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JA の総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる「信用事業の分離誘導」や、「准組合員利用規制の導入」などの内容によっては、JA の機能発揮が充分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。

そもそも JA は、組合員の民主的な協働組織であり、そのあり方を決めるのは政府ではなく、組合員が決定するものであるという共同組合の基本原則に沿った対応が望まれる。

よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任を持って対応されるよう強く要望する。

1、信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JA の主権者たる組合員の判断に基づくものつること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣でございます。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、意見書第1号の質疑を打ち切ります。本件は、討論を省略して、直ちに採決に入ることに、ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。意見書第1号の件を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号『農協改革に関する意見書（案）の提出について』の件は、原案のとおり可決されました。

継続審査

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第31、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員会から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することに決しました。

閉会

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。
これをもちまして、『平成31年第1回東栄町議会定例会』を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
